



定額減税補足給付金・ 物価高騰対応重点支援給付金（新たに住民税非課税等となる世帯分）

①定額減税補足給付金

令和6年度の所得税および令和6年度分の個人住民税の定額減税をしきれないことが見込まれる方に対して、その差額を、給付金（調整給付）として支給します。

支給対象 定額減税の対象で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる方

支給額 所得税および個人住民税所得割額それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額

②物価高騰対応重点支援給付金（新たに住民税非課税等となる世帯分）

令和6年度に新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となる世帯に対して10万円の給付金を支給します。

また、対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している低所得者の子育て世帯に対して、こども加算として、児童1人当たり5万円を支給します。
支給対象 令和6年6月3日時点で、羽村市に住民票があり、令和5年度

①②共通 対象ごとの申請方法など

対 象	申 請	申請方法など	支給開始
市で振込口座が確認できる方（公金受取口座を登録している方など）	不要	8月上旬に振込通知書を送付します（記載されている振込口座を確認してください）。	8月下旬から
市で振込口座が確認できない方	必要	8月上旬に申請書類を送付します。必要事項を記入の上、添付書類とともに、同封の返信用封筒で返信してください。	9月上旬から

※条件によってはオンライン申請も可能です。市公式サイトまたは市が送付した書類を確認してください。

提出先 郵送または直接、市役所2階201会議室へ
宛 先 〒205-8601（所在地記載不要）
羽村市社会福祉課庶務係
締 切 10月31日（木）当日消印有効
問 合 せ
○住民税に関すること…課税課市民税係内162
○給付に関すること（8月1日～10月31日）
…羽村市定額減税補足給付金及び物価高騰対応重点支援給付金コールセンター
☎0570-092-924（午前9時～正午、午後1時～5時。土・日曜日、祝日を除く）



①定額減税補足給付金



②物価高騰対応重点支援給付金



LINEで「はむらん」の時刻表や運行状況が確認できます

LINE @友達募集中！

羽村市 LINE 公式アカウントの友だち追加がまだの方は、友だちの追加をお願いします。



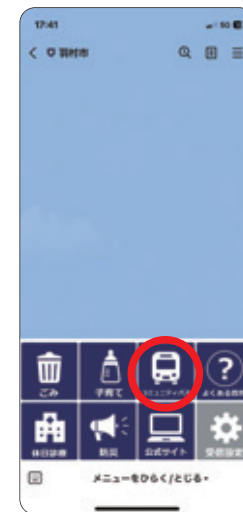
【登録方法】

スマートフォンなどで LINE アプリを起動し、次のいずれかの方法で登録してください。

○メニューの「ホーム」から「羽村市」または「@hamura_city」と入力して検索する。

○「友だち追加」から「QR コード」を選択して、上の二次元コードを読み取る。

操作はカンタン！



①コミュニティバスボタンを押す。



②希望する情報を押すと、知りたい情報が確認できます。

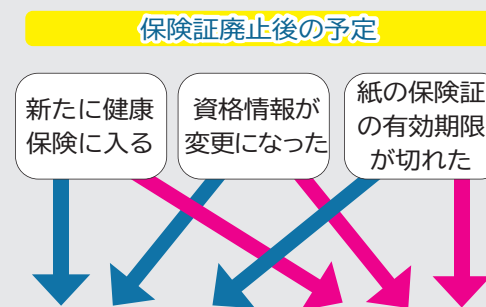
問合せ 都市計画課 ☎276

市公式LINEでコミュニティバス「はむらん」の時刻表や運行状況が確認できるようになりました。
メニューの「コミュニティバス」ボタンを押すことで、アクセスできます。ぜひ利用してください。



マイナンバーカードの準備はお済みですか

12月2日、保険証が廃止になります



▶すでにマイナ保険証を持っている方

自分の被保険者資格を簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」が交付されます。

▶マイナンバーカードを持っていない、マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録をしていない方

健康保険組合などから資格確認書が交付されます。資格確認書を用いて、引き続き医療機関を受診することができます。

国から示された、マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は今年の12月2日に廃止され、新規発行が終了します。
廃止の時点で発行済みの健康保険証は、廃止日から最長1年間は引き続き使用することができま。ただし、その1年よりも前に健康保険証の有効期限が到来する場合は、使用できるのはその有効期限までです。
※羽村市国民健康保険は令和7年9月30日まで（令和7年9月30日よりも前に75歳になる方は、誕生日の前日まで）
※後期高齢者医療制度は令和7年7月31日まで

問合せ 詳しくは、加入している健康保険組合などに問い合わせてください。
●羽村市国民健康保険に加入している方…市民課保険係内126
●後期高齢者医療制度に加入している方…市民課高齢医療・年金係内138
●国の制度改正の内容やマイナ保険証全般について…国のマイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178（月～金曜日：午前9時30分～午後8時／土・日曜日、祝日：午前9時30分～午後5時30分「年末年始を除く」）